

ID: 841-2

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (事業の停止) 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 (3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
【共通担当部署】 市民生活部 環境・経済室 環境課 市民生活部 環境・経済室 環境施設課			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 843

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。 (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 845

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (改善命令) 第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。))に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 846

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (措置命令) 第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 847

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4の2第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 第19条の4の2 前条第1項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 (1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。 (2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 848

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 (1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。 (2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。 (3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。 (4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。 2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 849

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 850

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1808-2

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	事業の廃止等についての措置命令
法令名称 根拠条文	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
【根拠条文】 (事業の廃止等についての措置命令の規定の準用) 第19条の10 第19条の4の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つてしていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。」とあるのは「第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)」とあるのは「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。 (1) 第7条第2項又は第7項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可 (2) 第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出 (3) 第7条の4の規定により第7条第1項又は第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可 (4) 第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者 当該認定 (5) 第9条の8第9項、第9条の9第10項又は第9条の10第7項の規定により第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定 (6) 第7条第1項又は第6項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者(同条第1項ただし書又は第6項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分 【基準】 根拠条文及び準用する第19条の4第1項の規定による。 (措置命令) 第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。	

備考			
【共通担当部署】 市民生活部 環境・経済室 環境課 市民生活部 環境・経済室 環境施設課			
設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日